

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	公益財団法人出光美術館 代表理事 出光佐千子
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年8月9日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	出光興産株式会社
証券コード	5019
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（公益財団法人）
氏名又は名称	公益財団法人出光美術館 代表理事 出光佐千子
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
事務上の連絡先及び担当者名	公益財団法人出光美術館 池田俊明
電話番号	03-3213-9402

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2021年4月1日
訂正箇所	以下の2件を取り下げます。 1．2024年7月2日提出「大量保有報告書」 2．2024年7月4日提出「訂正大量保有報告書」